

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
1	1	25行目	「第五次湯川村振興計画」の評価・反省も加味し「第六次湯川村振興計画」を策定します。との記述する。 *振興計画には継続性及び一貫性があり、第五次振興計画の評価・反省の記述が必要とされています	「「第五次湯川村振興計画」の評価・反省を踏まえ「第六次湯川村振興計画」を策定します。」と修正します。
2	83	(1) ②③	高齢者の生きがいとは？就労場の提供もさることながら、コミュニケーションの場（憩いの場・世代間交流の場・子育て支援）などのコミュニケーションを図る場所を提供する。「人とふれ合う」ことが生きがいづくりに結びつく・・・高齢者のニーズも多様化しています。	高齢者福祉の充実（1）高齢者の生きがいづくりの充実②に横断的な世代間交流による生きがいづくり・ふれあいの場を追加します。
3	116	(3)	追加③上記活動（1）の定期的な情報発信による人材発掘の機会の推進を図る。	ご意見を踏まえ、「社会教育、芸術文化活動の推進」（1）社会教育・生涯学習活動の充実の①の「積極的な情報の発信」を「定期的な情報の発信」と修正します。
4	118	(4)	追加他市町村との広域連携した文化財活用の充実を図る。併せて、交流人口の拡充を推進。	ご意見を踏まえ、「文化財の保護と活用」の（3）関係機関や村民との連携の③として「他市町村と連携した文化財の活用」を追加します。
5	120	(1) ②	高齢者スポーツの奨励と世代間交流（子供～大人）の推進、施設用具の充実。	ご意見を踏まえ、「スポーツ・レクリエーションの振興」の（1）スポーツ・レクリエーション活動の推進の②「高齢者スポーツの奨励」を「高齢者スポーツの奨励及び世代間交流の推進」と修正します。
6	130	(2) ②	外部講師を迎えた定期的な研修等の実施。 *セキュリティ対策には日進月歩の変化があり専門的な視点からの研修が必要です。安全対策は重要です。	安心して活用できるデジタル社会の推進（2）②情報セキュリティに関する定期的な研修等の実施の中で外部講師を含めた研修等の実施を今後検討してまいります。
7	67	全体	ユースピアゆがわ、湯川保育所での防犯カメラ設置についてモニターで確認できる物にしてほしい。小中学生の通学路であることから、県道や村道を映す防犯カメラ設置が必要。（防犯カメラは、事件事故が起きてから確認するだけでなく未然防止にも活用可能）既に運用している小中学校でも、死角となりえる場所に防犯カメラが設置されておらず不安だとの意見もあったことから、防犯カメラの増設や撮影方向の変更等、現場の意見要望を吸い上げた効果的に運用してほしい。	貴重なご意見として承ります。対応等について所管課で今後検討してまいります。

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
8	67	全体	放課後児童クラブのセキュリティについて、近隣市町村と比較してもセキュリティが低い。施設の都合上図書館機能と放課後児童クラブが同じ施設内にあるのは仕方がないが、悪意ある者が侵入してくることも想定して対策を早急に講じるべき。 2階に安易に立ち入らせない工夫（放課後児童クラブ対応時は1階に職員を配置しておいたり、物理的に2階に上がらせない施設整備も必要） 防犯カメラの活用 セキュリティチャイムの活用 進化型剥殻等の配置	貴重なご意見として承ります。対応等について所管課で今後検討してまいります。
9	67・106	全体	小中学生の通学路である箕川小南側の村営駐車場、湯川村体育館の東側などに街路灯を新設してほしい。	貴重なご意見として承ります。対応等について所管課で今後検討してまいります。
10	67・106	全体	下樽川地区、浜崎集落の通学路に歩道がない部分があり、交通事故が懸念される。特に下樽川地区内においては小中学校の通学路であるとともに、放課後児童クラブに通う勝常小学校の児童も通ることから、早急な対応が求められる。	貴重なご意見として承ります。交通安全・防災対策の推進及び交通体系の整備の中で村民の安全安心の確保に努めてまいります。
11	3	14行	第五次振興計画における後期計画についてどのような根拠をもってどのような対応をしたか。されているのかお伺いします。できれば、前期計画と同様に、実施計画、結果の評価・分析を基に策定した「基本計画（後期）」の意見公募手続き（パブリックコメント）を実施し策定したものを村民に公表されることを要望します。 また、今後におきましては、実施計画及びその後の結果を評価・分析された総括書の公表を要望するものです。	第五次振興計画の後期基本計画については、令和2年度に庁内で幹事会を開催し前期計画の評価・検証を行い新しい村づくり推進会議へ諮問し、答申をいただきました。 なお、パブリックコメントについては、当時実施しておりません。実施計画及びその後の結果を評価・分析した総括書の公表については、庁内で検討してまいります。
12	3	14行	この体系図に記載されている個別計画の名称は、湯川村にとって基本的な政策課題に対応する代表的な計画であると思われませんが、教育委員会が所掌する計画が記載されていません。そこで提案ですが、教育行政の総合的な施策としての目標や方針が規定された「教育大綱」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により村長と教育委員会の合意を基に策定）を記載すべきだと考えますが、見解をお伺いします。	湯川村では、この第六次湯川村振興計画に盛り込んだ構想及び計画をもって「教育大綱」としています。なお、教育委員会が所掌する計画として教育振興基本計画を追記しました。
13	17	6及び9行	記載の誤りについて、確認をさせていただきます。6行目と9行目の「過去5年間（2015～2024年）」の内、「過去5年間」はいずれも「過去10年間」の誤記ではないかと思われます。	「10年間」に訂正します。

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
14			<p>(3) 湯川村の人口及び世帯数の現状及び減少要因等(湯川村人口ビジョン)」では、人口や世帯の推移、人口減少の段階、要因、影響等について記載されています。その中でも「④人口減少の要因」に関する意見を以下のとおり申し述べます。要因の柱としては、「社会動態」と「自然動態」の2点が挙げられています。「社会動態」については、「若年層の都市部への人口流出」が最も大きな要因であるとしています。それに対して「自然動態」では、「合計特殊出生率」の低下が要因としています。しかしながら、ここで要因として示すことが求められるのは、「合計特殊出生率」そのものではなく、低下を生み出す背景を示すことではないでしょうか。五次振興計画でも、今回と同様の記載でした。それは、この課題に対する対応策としての計画に実行性のある効果的の結果を生まなかったということになるのではないのでしょうか。改めて、五次振興計画の「人口の将来展望(人口ビジョン)」の総括に基づく、「合計特殊出生率」低下の要因と具体的な対応策が求められるところです。五次振興計画では、令和7年(2025)年までは「合計特殊出生率」の目標を1.55とし、総人口は3,000人以上を目標に掲げましたが、実際には「合計特殊出生率」が1.35人、総人口が2,831人となっています。これは、五次振興計画で掲げられた人口ビジョンの効果が得られなかったこととなります。それでありながら、六次振興計画においても、五次振興計画と同様の人口ビジョンによる「基本的な考え方」と「むらづくりの視点」により、10年後の目標を掲げています。果たしてこれで、人口減少に歯止めをかけ、「合計特殊出生率」の低下を防ぐことができるのでしょうか。人口減少を食い止めるには、自然動態による自然動態による人口減少への抜本的な対策が求められ人口減少への抜本的な対策が求められていると考えます。そのためには、中長期的な展望に立った「合計特殊出生率」の向上を図るための施策を具体化し、実践することにあります。様々な施策の一つとして、例えば湯川村が、出産適齢者である10代後半から20代、30代を中心とした女性の皆さんにとって、「住み暮らしていく居住環境がこれまでより最も居心地が良く、キャリアを生かした活躍のできる魅力ある環境が整っている」かにあるのではないかと考えるところです。これから待ち受ける2040年から2050年にかけて訪れる人口減少問題は、弱小自治体の生残りをかけた極めて深刻なテーマです。そこで、湯川村としての「人口ビジョン・総合戦略口ビジョン・総合戦略」に対する六次振興計画における具体的な計画がどこに示されているか見解を改めてお伺いします。</p>	<p>人口減少への基本的な考え方については、39頁に記載したとおり、日常生活の利便性の向上、働く場の確保、安心して子育てできる環境、魅力の向上により人口減少抑制に努めていきます。その具体的な計画としましては、基本計画の中にあります交通体系の整備による生活の利便性の向上、妊娠・出産・子育て支援の充実、農業の振興と後継者の育成、商工業の振興と後継者の育成、計画的な土地利用などによる働く場の確保、定住・移住・交流の促進と地域連携による魅力発信と人口流入・交流人口の拡大が主なものとなりますが、これ以外にも計画に位置付けた事業を展開することで、住みやすい、住んでみたいと思ってもらえるむらづくりを進めていくことが、人口減少抑制につながるものと考えております。</p>
15	33	18行	<p>この項の9行目に、「地域包括ケアシステムの構築が重要」と記載されていますが、令和6年1月に「湯川村複合施設建設検討委員会提言書」策定にあたって「地域包括ケアシステムの構築を提案しましたが、「湯川村にはそのような環境は整っていない」という理由で却下された経緯があります。提案したのは、五次振興計画でも「地域包括ケアシステムの構築が重要」と記載されていたからに他なりません。しかしながら、基本構想、基本計画には、記載されていないことも事実です。ただ、序論における「むらづくりの主要課題」に掲げながら、何故、基本構想、基本計画にその課題解決に向けた計画に位置付けられないのか、その点を疑問とするところです。そこで伺います。介護保険法を根拠法令として厚生労働省が、2025年を目指して市町村では介護保険事業計画の策定・実施を通じて「地域包括ケアシステム」の構築を目指すための推進を講じている中で、どのような具体的な理由によって基本構想、基本計画に掲げないのか、お伺いするところです。</p>	<p>ご意見のありました「地域包括ケアシステム」については、村もその重要性を感じているところであり、地域包括支援センターを核として介護、予防、医療等の連携は一定程度成されており、今後も継続して対応してまいります。</p>
16	34	14行	<p>「第2章4項(6)歴史と文化を尊び、楽しく学べるむらづくり」「保幼の環境整備の充実」と記載されていますが、五次振興計画では、その前提として「認定こども園の検討」が記載されていたようです。ところが、六次振興計画では、「認定こども園の検討」が削除されました。基本構想、基本計画でも同様のようです。これからの「保幼小中」の連携を密にし「架け橋プログラム」による一貫性のある教育・指導を目指しながら、小学校の統合による小中学校を軸とした環境整備を推進するのであれば、「認定こども園の検討」は必須であると考えますが、どのような理由により削除されたのか、見解をお伺いします。また、この点に関して、児童福祉を担当する視点からの見解もお伺いします。</p>	<p>認定こども園が必要とされる第一の理由は、待機児童解消と多様化する働き方や子育て環境に対応するためです。本村では待機児童は以前から0人であり、今後も希望者の全員を受け入れ可能であると推察できること、村民の働き方や子育て環境に対応できていることなどから、今後も現在と同様の形で保育所と幼稚園を運営していく考えです。「架け橋プログラム」による保・幼・小・中の連携と一貫性のある保育・教育は、認定こども園という形をとらなくても十分に可能であることから、現時点において認定こども園の検討は必要ないと考えております。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
17	34	16行	<p>「公民館、ユースピアゆがわ等社会教育施設的环境整備が必要」とあり、ここでは公民館及びユースピアゆがわを社会教育施設であると定義がされているようです。社会教育施設の定義は、社会教育法及び図書館法、博物館法を根拠法として設置された施設を指します。そのことからすれば、公民館は社会教育法を根拠法として湯川村公民館条例により設置されていますので社会教育施設として定義することができます。ただし、本来であれば施設の運営は、社会教育法で定義された社会教育機関として例規等で位置付けられた公民館組織機関が当たることが求められています。しかしながら、湯川村には、平成26年度に公民館組織規則が廃止されてから、教育委員会には社会教育機関としての公民館は存在していませんので、いわば社会教育施設に近い「公の施設」（地方自治法第244条規定の施設）と言えるのではないのでしょうか。ユースピアゆがわについては、明確にユースピアゆがわ条例で地方自治法第244条第1項の規定により設置された施設としています。また、施設管理者は、湯川村長としています。このことから、公民館はともかく、ユースピアゆがわは「公の施設」であっても社会教育施設とは言い難いと断言することができます。そのため、湯川村が管理する集会施設機能を持つ全ての施設を社会教育施設と一括りに定義するのはいかがなものでしょうか。このことに対する見解をお伺いします。</p>	<p>「ユースピアゆがわ」に関しましては、平成5年度に「湯川村青年の家」として建設されました。現在まで青少年に限らず幅広い年齢層の方々の交流や学習の場として利用されており、村においては社会教育施設（青少年教育施設）として位置付けております。</p>
18	41	-	<p>「第4章 具体的な目標（湯川村の人口ビジョン）」2050年までに合計特殊出生率は1.51人を目指すとしていますが、下段の表によると社会動態が半分に改善されても2,500人を下回る2,486人に留まる計算になります。それであれば、令和17（2035）年までに湯川村の人口ビジョンの目標値を「総人口2,500人以上（合計特殊出生率1.40）」としていますが、合計特殊出生率1.51人でも到達しないのに、2,500人以上を達成することができるか疑問とところです。ただ、表によれば合計特殊出生率2.06人で社会動態±0であれば達成できるようですが、五次振興計画の時と全く同じ社会動態減の抑制策を掲げていますが、これで合計特殊出生率2.06人及び社会動態±0が実現できるのでしょうか。達成が可能であるのであれば、その秘策としての見解をお伺いします。具体的な目標を掲げるのであれば、目標達成に必要な要因となる自然動態（合計特殊出生率）と社会動態の二点に対する対応策を提起することが求められます。しかしながら、ここでは社会動態減の抑制策のみ記述され、自然動態減の抑制策が記述されていません。福島県の目標、対応策に準じるだけでは、自然動態減の抑制は実現しないのは明白です。具体的な自然動態減の抑制策があり、それにより合計特殊出生率を向上させることができる秘策を持っているのであれば、その秘策をお聞かせください。</p>	<p>人口ビジョンの目標値は、2050年までに合計特殊出生率を1.51人とし、社会動態減を半分とした場合、令和17年の人口が2,486人となることを踏まえ人口ビジョンの目標値を総人口2,500人以上（合計特殊出生率1.40）としました。ご意見のとおり、2,500人に到達するには、合計特殊出生率を2.06、社会動態減を0に近づける必要があります。高い目標値となっていますが、現実と乖離しない程度に高い目標を掲げることで、村（行政）はもとより村民一人一人が人口減少を村の重要課題と認識し、それぞれの立場から危機感を持って連携しながら積極的に取組を進めることで達成できるよう高い目標設定としました。②に記載した子育ての充実や魅力あるむらづくりの推進は、自然動態減や合計特殊出生率の向上につながるものと考えております。村の魅力の向上や女性が活躍できる環境整備を図り、計画に掲げる出産・子育ての一体的な支援施策や結婚支援施策を講ずることで合計特殊出生率の向上を図ってまいります。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
19	45～46	2	「第5章2項(3)福祉組織の充実」「社会福祉協議会を核としたそれらの一体的な連携を強化できる体制づくりを目指す」とあり、この中で「社会福祉協議会が核とした」と特定の組織名で記載されています。それであれば、福祉組織の充実に向けた社会福祉協議会の関わり方については、既に綿密な協議がなされた結果として受け止められますが、いつの時点で社会福祉協議会のどの部署が窓口になってなされたのか、お伺いします。また「一体的な連携を強化できる体制づくりを目指す」とは、社会福祉協議会が主導して対応するものなのか、六次振興計画の策定者である湯川村が主導的に対応するのか併せてお伺いします。なお、五次振興計画の「施策の大綱」の中でも同様の記載がありますが、このたびの六次振興計画にも同様の記載がされています。これまでの10年間の施策実践を総括した結果、なおもこれから10年先も必要であると判断されたものと拝察することができますので、その総括の結果とはどういうものだったのかについてもお伺いをさせていただきます。	社会福祉協議会は、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進のために取り組んでいる組織と認識しております。
20	46	4	「第5章2項(4)高齢者福祉の充実」「健康づくりや介護予防、生涯学習、生きがいづくり等の活動や講座(中略)地域づくりを支援します。」とありますが、これを実際に実践するには役場の庁内外の多くの関係機関や団体との連携が求められるものと推測されます。それであれば、この項においては、より具体的な体制や制度についての提案が望まれると考えますが、見解をお伺いします。なお、五次振興計画の「施策の大綱」の中でも同様の記載がありますが、このたびの六次振興計画にも同様の記載がされています。これまでの10年間の施策実践を総括した結果、なおもこれから10年先も必要であると判断されたものと拝察することができますので、その総括の結果とはどういうものだったのかについてもお伺いをさせていただきます。	これまでの10年間色々な施策を行ってきましたが、この施策の実施状況を総括した結果、基本的な方針については、これから10年先においても引き続きこれまでの方針を継承し行っていきたいという考えであります。なお具体的な体制や事業等については基本計画や実施計画等においてお示ししていくこととなります。
21	52		「第5章4項(1)保育・幼児教育の充実」第1編序論の「4村づくりの主要課題」でも取り上げましたが、五次振興計画で記載されていた「『認定こども園』についても協議を進めます。」がこの項では削除されています。また、五次振興計画では「家庭や地域と連携した子育て環境の整備」を「こども家庭センターと連携した子育て支援体制の整備」に置き換えられています。そこで、次の二点についてお伺いします。「認定こども園」の設置に向けた検討は、小学校の統合に向けた考え方として「保幼小中の一貫教育」を目指すという方向性を示しながら、「認定こども園」を検討議題から削除することは理解できません。文部科学省や厚生労働省が、小中一貫教育(義務教育学校)を目指す中で、地域実情を考慮しながら幼児保育・幼児教育の統合を図る「認定こども園」の必要性を推奨していますが、この方向性とも逆行するのではないのでしょうか。改めて、「認定こども園」を削除とする意義と理由について見解をお伺いします。昨年8月に設置された「こども家庭センター」の重要性は理解します。しかしながら、家庭や地域との連携も子育て環境の整備には不可欠であると考えます。それであれば、「『子ども家庭センター』を核とした家庭や地域との連携による子育て環境の整備と支援体制の整備を推進」すべきであると考えますが、見解をお伺いします。	認定こども園については、NO.6と同様です。 なお、最後の文章の後半部分を、「こども家庭センター及び家庭や地域との連携による子育て環境と支援体制の整備を推進します。」と修正します。
22	52～53		「第5章4項(2)学校教育の充実」この項の51ページ、3行目に「湯川村学校運営協議会や地域学校協働活動を柱として」とありますが、「湯川村学校運営協議会」と「地域学校協働活動」はそれぞれの属性が異なります。どちらも柱とするのであれば、同属区分で表現するのが適切であると考えます。「湯川村学校運営協議会」を主として使用するのであれば「地域学校協働活動本部」とし、「地域学校協働活動」に対峙して使用するのであれば「コミュニティ・スクール」とするのが適切であると考えます。このことについて、見解をお伺いします。この項の52ページ、6行目に「『知・徳・体』のバランスのとれた学校教育を推進」は、文部科学省がこれからの学校教育における政策課題として掲げている「令和の日本型学校教育」の実践として捉えてよろしいのでしょうか、見解をお伺いします。	3行目を「学校運営協議会と地域学校協働本部を柱として」と修正いたします。「知・徳・体のバランスの取れた学校教育の推進」は、将来を担う人材育成上の大切な視点で、これからも学校教育の柱となるものです。「令和の日本型学校教育」は、「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」を目指すものです。文章の後半を、「～個性を大切に伸ばす『令和の日本型学校教育』を推進します。」と修正します。

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
23	53	15行 19行	<p>「第5章4項(3)社会教育、芸術・文化の推進」この項における字句の扱い方について提案をさせていただきます。それは、2行目の「青少年教室」と6行目の「成人教室」の二カ所になります。これは、いずれも社会教育対象区分と社会教育事業個別名称の不適切な使用にあることを以下のとおり指摘させていただき、本稿における適切な記載を提案いたします。「青少年教室」は事業の個別名称にあたりますので、本稿の文脈からすれば対象区分である「青少年教育」とするのが適切であると考えます。ただし、事後に続く文脈から見て取る限り、青少年の中でも小中学生を対象とした在学青少年であると思われるので、「少年教育」と記載するのが適切ではないかと考えます。それは、単に「青少年」とする対象の場合には、18歳未満を「少年」、18歳以上20代前半を一般に「青年」と呼称するため、社会教育対象区分でも小中学生を対象とすることを特定する場合には「少年」とするのが適切であるとしているからです。このことについて、見解をお伺いします。「成人教室」は事業の個別名称にあたりますので、本稿の文脈からすれば対象区分である「成人教育」とするのが適切であると考えます。なお、「成人」の定義は、幼児や青少年を除く全ての年齢属性に関わる人々を「成人」としています。ただ、「高齢者」の区分もありますが、大きくは「成人」の区分を小分化した中の一区分として捉えていますので、本稿での記載は「高齢者」も含めた「成人」としての捉え方でよろしいかと考えます。このことについて、見解をお伺いします。</p>	<p>「第5章4項(3)社会教育、芸術・文化の推進」の2行目の「青少年教室」を「青少年教育」、6行目の「成人教室」を「成人教育」とそれぞれ修正します。</p> <p>また、本稿での記載については「高齢者」も含めた「成人」としての捉え方で考えております。</p>
24	53	30	<p>「様々な機能を複合化した施設の整備について検討」とありますが、「複合施設建設計画」については昨年の6月定例会で村長が見直しを表明して6カ月を経過していません。未だに、見直しはされていないのでしょうか。「複合施設建設計画」が提起されてから3年近く経過しています。そもそも、半年が経っても見直しが未だになされないで、さらには今後10年間を見据えた計画に「検討」という認識でいるということは、全く緊急性の無い事業計画であったということでしょうか。「公共施設等総合管理計画」や「公共施設個別施設計画」を基にした公共施設等のあり方検討委員会からの問題提起は何であったのかを含めた見直し表明に至る総括と進捗状況について、明確な見解をお伺いします。</p>	<p>「複合施設建設計画」については、昨年の6月に「現行の計画については一旦立ち止まり見直しをしていく。」と決定させていただきましたが、複合施設の建設自体を中止したという事ではなく、建設については大きな課題である財源を模索しながら今後も引続き検討していくという観点から、このような記載としております。</p>
25	64	(1) ②	<p>「1防災・消防対策の推進/施策の内容」この項における「(1)危機管理体制の充実」の②の関連でお伺いします。大規模災害が発災した後、災害地の復旧、復興に際しては何処の自治体にとっても例外なく「災害ボランティア」の派遣は欠かせない現況にあります。災害ボランティアの派遣を担当するのは、社会福祉協議会に設置されている「災害ボランティアセンター」が担当することになっています。しかしながら、湯川村のような小さな自治体では、社会福祉協議会だけでは対応に限界があるのが現状です。昨年の2月豪雪での初動の対応は、その一例であると思えます。そこで、提案ですが、平時より社会福祉協議会との協同による制度設計の推進を「施策の内容」に追記されることを提案させていただきますが、いかがでしょうか。見解をお伺いします。</p>	<p>災害ボランティアに係る社会福祉協議会との連携については、「施策の内容」(1)②「地域と連携し、村一体となった災害時の初動体制や協力体制の徹底と、他自治体等との災害相互応援協力体制の推進」に含まれるものと考えております。</p>
26	69	(3)③	<p>「3交通安全・防犯対策/施策の内容」この項の「③地域安全活動の推進」の中で③の「防犯カメラの設置」は、希望する各家庭の設置に対する助成なのか、各集落に設置されている防犯灯等に附属する形で設置するのか、または湯川村等の管理する公共施設に設置することを指しているのでしょうか、特定された設置計画があるのであればその形態を記載されることを提案します。見解をお伺いします。</p> <p>この項の「(消費者保護・相談体制の充実)」の中で「(消費生活相談窓口の周知)」は、新たに設けられた施策になるかと思われしますので、大いに期待をしております。具体的には湯川村役場のどの部署に窓口を設置する予定なのか、具体的な部署の記載を要望します。見解をお伺いします。</p>	<p>「③地域安全活動の推進」の中で③の「防犯カメラの設置」につきましては、役場等公共施設への設置についての記載です。特定の設置計画はございませんが、村民が安心して利用できるよう、計画的に設置してまいります。</p> <p>消費生活相談窓口については、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村の7町村が共同で会津美里町に両沼地域消費生活相談窓口を設置しており、当該町村に在住の方の消費生活に関する相談を行っております。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
27	70～71	6行	<p>「4 住みよい環境の保全／現状と課題・基本的な方向」ここでは、東日本大震災での福島第一原発事故の教訓を踏まえ、「原子力エネルギーに依存せず」としていますが、政府の新たなエネルギー政策では「依存度低減から最大限活用」へと方針転換をしています。その理由としては、A I の普及やDX、GXの進展で電力需要が右肩上がりに高まっていることにより、電力の安定供給のために再生可能エネルギーとともに原発再稼働による原子力エネルギーの最大限活用が必要であるとしているからです。また、福島県では、「福島新エネ社会構想」で「再生エネの導入拡大」と「水素社会実現のモデル構築」を掲げて、あたかも原子力エネルギーに依存しないかのような印象がありますが、政府の掲げる原子力エネルギーの「最大限活用」を否定しているものではありません。いずれにしても、このたびの六次振興計画の考え方は「脱原発」と理解される表現ともとられるので、政府や福島県の方針とは相反する考え方と受け止められても致し方ありません。そのため、湯川村においてもA I の積極的導入、DXやGXの推進が求められる中で、明確なエネルギー政策の意思表示が必要かと思われます。このたびの六次振興計画のような曖昧な表現ではなく、湯川村としての見解を改めてお伺いします。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、今回の計画内容に反映する内容ではないと考えられたため施策の中で反映してまいります。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
28	73	(2) ⑨	<p>⑤「4 住みよい環境の保全／施策の内容」この項の「（の生活環境の保全）」の中の⑨では、村営墓地のみの記載となっていますが、全村民の中でも多くの村民が利用している集落共同墓地の管理・運営に関する記載がありません。集落共同墓地は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて墓地管理者を配置して、その共同墓地の管理を集落ごとにおこなっているわけですが、具体的な管理手法が分からず、慣例や慣習により管理・運営されているのが現状です。特定の墓地管理者が配置されている集落はまだ良い方で、区長が慣例として充て職になっている集落では「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく厳格な管理・運営がされていないのが実情です。特に、100年程前に有力者から入会地として提供された墓地として使用している土地の扱いは深刻です。また、墓地管理者の職務の理解不足による「埋葬許可書」の取り扱いも深刻です。このような現状を踏まえ、この項には「集落共同墓地の適正な管理・運営に関する周知・広報及び相談窓口」の追記を要望するものですが、見解をお伺いします。</p>	<p>ご意見の集落墓地については、「墓地、埋葬等に関する法律」の施行前からあるものが多く、墓地管理者を定めるもの実際の管理は個人が行っているところが多いことと推察しています。集落によって管理の頻度、内容は様々あると存じますが、法に抵触しない管理がなされていれば、行政から指導するものではないと認識しているところです。</p> <p>なお、相談窓口につきましては、計画に記載するものではないと考えますので、村ホームページで周知するなどして対応してまいります。</p>
29	76	(4) ③	<p>①「1 互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり／施策の内容」この項の「（男女の人権が尊重される社会の形成）」の中で掲げられている「男女共同参画」を推進する部署と今後具体的な啓蒙及び推進活動を担う組織があるのか、お伺いします。併せて、これまでの実績があれば、お聞かせください。「③虐待、DV被害の相談対応」は、具体的にはどこが窓口となって対応するのか記載されることが期待されますが、見解をお伺いします。</p>	<p>ご指摘の「男女共同参画」について、担当部署は住民課福祉係となります。民間との連携活動等は現在のところ実施しておりませんが、推進活動として、これまでに湯川村産業文化祭でのパネル展示や村ホームページを活用した計画の公表と「男女共同参画週間」の周知、庁舎や公共施設にポスター掲示やチラシの設置を行ってきました。</p> <p>また、ご要望の「虐待、DV被害の相談相談窓口」につきましては、住民課福祉係が窓口となりますが、計画に記載するものではないと考えますので、村ホームページで周知するなどして対応してまいります。</p>
30	82～83	7行	<p>②「4 高齢者福祉の充実／現状と課題・基本的な方向・施策の内容」「現状と課題」の中で7行目に「地区公民館」とありますが、湯川村には「地区公民館」という公共施設または組織機関は無いと思われます。各集落に設置されている「集会所」か、または湯川村集落公民館設置条例で規定されている「集落公民館」を指しているのかによって意味合いが大きく変わってきます。果たして、この「地区公民館」とは、湯川村においてどのような施設なのかまたは組織機関なのか、お伺いします。なお、「集会所」であれば直接的に担当する役場の部署が施設を借用して対応する事業となり、「集落公民館」であれば集落公民館組織が事業担当の役場部署との共同事業となりますことを申し添えさせていただきます。第1編序論の「4 むらづくりの主要課題」では、「地域包括ケアシステムの構築が重要」としていますが、「基本的な方向」では「高齢者福祉担当・地域包括支援センター・保健センターの3者で『福祉・保健・医療』の援助体制の連携強化を推進」として「地域包括ケアシステムによる支援体制」よりも後退した体制で臨むように読み取れますが、見解をお伺いします。なお、「4 むらづくりの主要課題」と重なるかもしれませんが、3者の連携の視点から見解をお聞かせください。</p>	<p>「地区公民館」とあるのは、集落にある「集会所」を指しております。村民の皆様にはわかりやすい表現ということで使用しておりますが、誤解を招くこともあるようですので、「地区集会所」と表現を改めさせていただきます。</p> <p>また、「高齢者福祉担当・地域包括支援センター・保健センターの3者で『福祉・保健・医療』の援助体制の連携強化を推進」することにより「地域包括ケアシステム」を構築することとなりますので、体制が後退するわけではないことをご理解ください。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
31	83	(1) ①③	<p>「4 高齢者福祉の充実／施策の内容」この項の「（高齢者生きがいがづくりの充実）」の中で①及び③では、老人クラブに関する計画が記述されていますので老人クラブの現状からお伺いします。多くの集落単位で老人クラブが組織され、さらに6つの地域割りにより集合化がされて、集落や地域ごとに活動をされているようです。しかしながら、私の居住する高瀬区に老人クラブが存在しません。そのため、同級生や知人が老人クラブでの様々な活動体験を話題にされても一緒に話の輪に入ることができません。そのようなことから、老人クラブに関する情報が全くと言っていいほどに入ってこず、高齢者に関わる取り組みは個人まかせとなり、地域が一体となった地域コミュニティに支えられた対応がなされていないのが実情です。そこで、お聞かせいただきたいのは、老人クラブの未組織集落はどのくらいあるのか、また、未組織集落に対する組織化のための施策は役場としてお持ちなのか、お伺いします。できれば、この項に、老人クラブ未組織集落の解消のために湯川村老人クラブ連合会と事務局を担っている社会福祉協議会との協同による対応策を追記していただくことを要望いたしますが、いかがでしょうか。</p>	<p>現在、村内の集落単位で老人クラブのあるなしは把握しておりません。6つに集約され、それぞれで加入者を勧誘しているところです。集落単位では老人クラブを維持できないとの判断から集約されたものと推測されますので、村又は社会福祉協議会から集落単位での老人クラブの設置を勧奨することはございません。</p>
32	83	(2) ②	<p>この項の「（介護保険制度の充実）」の中の②では、「地域包括支援センターを総合窓口」として対応する旨の記載がありますが、「基本的な方向性」にもあるように役場庁内の福祉・保健部署のみでの対応のようです。要支援認定を受けた方はよろしいかもしれませんが、要介護認定を受けた方の相談窓口は居宅介護支援事業所が担当することになります。やはり、総合窓口を地域包括支援センターにしながらも居宅介護支援事業所や訪問介護、通所介護（デイサービス）、施設介護等の介護事業所、さらには村外の地域医療支援病院等とネットワークを構築した「地域包括ケアシステムの体制づくり」の方が介護を必要とする村民にとって求められる対応ではないかと考えますが、見解をお伺いします。なお、これまでの「地域包括ケアシステム」に関連する問いと重なるかもしれませんが、特に村外の関係機関・事業所との連携の視点から見解をお聞かせください。</p>	<p>現在においても地域包括支援センターを中心に村外を含めて役場外の関係機関・事務所との連携はとれており、引き続き相談者を必要な支援につなげられるよう取り組んでまいります。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
33	86		<p>「6 妊娠・出産・子育て支援の充実／現状と課題」この項の「保育所運営の所管を教育委員会とし、幼保連携を進める」としていますが、五次振興計画の「幼児教育の充実」では「認定こども園の整備検討」を掲げていましたが、このたびの六次振興計画では取り下げられています。しかしながら、幼保連携を一層推進していく中、さらには小学校の統合整備を機に保幼小中の切れ目のない子育て支援が加速することが見込まれる中において、「認定こども園の整備検討」は譲れないテーマであると考えますが、児童福祉の視点からどのような見解をお持ちでおられるのか、また、児童福祉担当である住民課としては、六次振興計画の「幼児教育の充実」での取り下げには同意であるとのことなのか、併せて見解をお伺いします。</p>	<p>児童福祉分野において、教育委員会と住民課は密接に情報共有等しており、その総意としての記載です。</p>
34	86	16	<p>この項の16行目に「利用児童が増加している放課後児童クラブ」について、児童福祉を所掌する視点から次の点についてどのような考え方でいるのか、お伺いします。放課後児童クラブは、令和8年度から3年間の契約で業務委託化され、民間事業所が運営することが予定されています。この経緯については、教育委員会が児童福祉担当部署や子ども家庭センターを含めた3者で協議をした結果として決定された施策なのかをまずお伺いします。続いて、その際にこれまで直営で行われてきた放課後児童クラブの体制や運営等（支援員不足はその一つに過ぎない）を含めた協議の中で、民間に業務委託しなければならないと判断した決定的な理由は何だったのか、学童保育の指針から捉えた視点を基に見解をお聞かせください。また、業務委託契約が満了した4年目以降は、統合小学校の開校目前となり開校準備が進められている予定になっていますが、その際に放課後児童クラブの体制と運営等の在り方については、関係者が合意された方針や計画が既にできているのでしょうか、併せてお聞かせください。</p>	<p>放課後児童クラブ事業は児童福祉の分野ですが、湯川村では教育委員会が事務委任を受け担当しております。令和8年度から公設公営から公設民営の運営に移行します。運営には一定数の有資格者の支援員の配置が必要ですが、今年度支援員の退職が続き、また、支援員の職員募集を行っても応募がない状況となっており、今後、職員の安定した任用に大きな課題があり、安定した持続的な運営に支障をきたす恐れが見込まれておりました。そのため、民間の専門業者に運営委託し、民間の運営実績を生かした職員の確保による安定した持続的な運営、また、専門的な質の高い児童や保護者への対応、職員研修等に関する豊富なノウハウにより業務向上を図り、子どもたちの安全・安心、保護者の安心につなげます。なお、この民間委託については、村長部局と協議し進めております。また、令和11年度以降の運営等につきましては、統合小学校の整備にあわせて検討してまいります。</p>
35	87	(1) ④	<p>「6 妊娠・出産・子育て支援の充実／施策と内容」この項の「(1) 地域社会による子育て支援の充実」の④に関して、次の点についてお伺いします。幼児保育及び学童保育の具体的なガイドラインが示されずに「環境づくりの推進」が唱えられています。本来なら湯川村における幼児保育及び学童保育の明確な目標値があって、それを目指すための具体的な計画が示されるのではないかと思うわけです。特に、学童保育については、令和8年度から3年間は業務委託になる予定ですが、前に申し上げたように令和11年度以降の明確なビジョンを示さなくては、新しく統合された小学校との連携は具体性に欠け、掛け声だけのスローガンで終わってしまう恐れがあります。そうならないようにするために、六次振興計画における基本計画（前期）の中においては、児童福祉の視点から湯川村の学童保育の未来の姿を示す必要があると考えます。見解をお伺いします。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。対応等について所管課で今後検討してまいります。なお、令和11年度以降の放課後児童クラブの運営等につきましては、統合小学校の整備にあわせて検討してまいります。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
36	106～108	6行	<p>「6 交通体系の整備／現状と課題・基本的な方向・施策の内容」 「県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事の早期完成」は、浜崎集落の悲願であると認識しているところで、ところが、10年前に策定された五次振興計画で示された課題認識、基本的な方向性、施策の内容の記載が、一字一句たりとも変わらないということはどういうことなのでしょうか。この10年間の進捗状況とその結果について明らかにする責任が、湯川村としては求められるところです。その結果としての総括の中から、これからの向こう10年間の方向性が示されるものと考えるところです。あれから10年は何だったのか、これからの10年どうなるのか、明確に説明責任を果たすべきであると考えます。是非とも、六次振興計画では、明確な「県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事」の計画が示されることを要望するものです。そこで、この件に対する見解をお伺いいたします。</p>	<p>浜崎バイパス事業につきましては、地区説明会、JRとの協議、交通量調査、住民意向調査等県と連携して事業を進めてまいりましたが、地区のご理解がまだ得られないため、今後も継続して事業を進めてまいります。</p>
37	106～109	(2) ①②③	<p>令和8年4月から管内を運行する会津乗合自動車株式会社（会津バス）が中通り地方を拠点に路線バスを運行している福島交通株式会社と合併することが予定されています。そこで、交通弱者の利用者にとって不安なのは、路線の大幅な見直しにより、これまでの利用の利便性から後退しないかということです。そのため、そのような不安を払拭するような施策の明示を期待するものです。また、バスロケーションシステムの導入を初め、これまでの運賃精算システムであった乗車券での支払いを廃止してキャッシュレス決済が導入されたことにより、従来に比べ大幅に利便性が向上してきたところです。そこで、湯川村としてもこれまでの「湯川村福祉タクシー・バス利用助成事業」をさらにグレードアップして、運賃精算のキャッシュレス決済に対応できるシステムづくりの提案を施策内容に取り込んで抱けることを要望するものです。それが、交通弱者への更なる発展系の助成事業となり、路線バスの維持と利用の促進につなげていく、機会づくりになるのではないかと考えるところです。そこで、いくつか示した期待と要望に対する見解をお伺いするところです。</p>	<p>移動制約者への支援については、重要な課題として認識しています。今後は、地域内交通の実証事業などを行いながら、最善の方法を検討し、村民の利便性向上に努めてまいります。なお、ご提案いただきました運賃清算のキャッシュレス決済につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
38	111	全体	<p>「1 保育・幼児教育の充実／施策の内容」この項の「（保幼・幼小の連携と継続的支援）に関して、次のとおり提案させていただきます。「子育て支援センターとしての機能」や「保幼相互乗り入れ指導」を掲げるのであれば、「村づくりの主要課題」や「基本構想」の中でも申し述べてきましたが、第五次振興計画では取り上げていながら、このたびの第六次振興計画では削除されている「認定こども園」の設置へと舵を切ることにならないのか、改めて見解をお伺いします。また、小学校の統合整備に向けた作業が具体的な日程にあがってきた中にあるのは、なおのこと保育所、幼稚園の在り方について新たな学校とリンクさせた連携を具体化する必要があると考えます。それであれば、「認定こども園」の設置に向けた具体的な計画も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。併せて見解をお聞かせください。</p>	<p>NO.16と同様です。</p>
39	111	(4) ①	<p>この項の「（子育て支援の拡充）の①に関して、次のとおり提案をさせていただきます。文中の「子育て講座」は、教育区分では「家庭教育」の分野に区分されます。これを組織的に対応するのは、社会教育事業を取り扱う部署になります。そこで提案ですが、保育所任せにすることなく、当該事業を担当する社会教育課（本来は社会教育機関としての公民館が担当しますが、湯川村には公民館の組織機関が存在しないため社会教育課が代行）との共同開催による事業の開設をなされてはどうでしょうか。見解をお伺いします。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。ご意見の内容については、具体的な施策実施の中で参考としてまいります。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
40	112	5行	②「2学校教育の充実／現状と課題・基本的な方向・施策の内容「現状と課題」の5行目に「地域学校協働本部や様々な人とのつながりを通して」とありますが、学校教育の視点からすれば「コミュニティ・スクールの活動を通し、様々な地域の人々とのつながりを活用した」とされた方がよろしいかと考えますが、見解をお伺いします。	貴重なご意見として承ります。ご意見いただいた箇所を含む文章を、「学校運営協議会及び地域学校協働本部の機能を活かし、このすばらしい風土と地域の様々な人とのつながりを通して、～」と修正します。
41	112	8行	「現状と課題」の8行目に「小中一貫校又は義務教育学校の設置の可能性」とありますが、この六次振興計画がスタートする4月1日前までには、「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針（以下「基本方針」とする）」が定まっているものと思われま。それであれば、ここに記載すべき学校体系の方向性としては、教育委員会の責任として判断し、確定した小中一貫教育校か義務教育学校のいずれかの学校体系を明確に示すべきです。それは、学校体系の在り方を選択する責任は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」とする第21条により規定されているからに他なりません。ただ、これから策定が予定されている「湯川村立小学校の整備に向けた基本構想（以下「基本構想」とする）」の策定協議の中で決めていくような話が漏れ聞こえてきますが、「基本構想」は教育委員会の附属機関にあたる「統合小学校整備委員会（仮称）」が策定するとされていますので、ここに判断を委ねてしまうことになります。これは、極めて教育委員会の無責任な対応であると取られても致し方ありません。新しい学校像の土台となる学校体系は、教育委員会の責任と判断で決定し、「統合小学校整備委員会（仮称）」がその「基本方針」に示された学校体系に基づく新たな学校の姿を描き出すのが筋ではないかと考えます。その点で、小中一貫教育校か義務教育学校の選択の責任は教育委員会にあり、その責任を果たした中で「基本方針」はもとより、六次振興計画にも明確に示すべきです。このことについての見解をお伺いします。なお、この基本計画（前期）の満了期には、新たな学校は開校していることも考慮すべきであることを申し添えさせていただきます。	「設置の可能性について」を「設置について」と修正します。なお、統合小学校整備については、「統合小学校整備委員会（仮称）」で検討いただき、湯川村及び湯川村教育委員会が進めてまいります。
42	112	全体	「基本的な方向」の2項目に関連してお伺いします。先の「基本構想／学校教育の充実」とも重複する意見となりますが、文部科学省がこれからの学校教育における政策課題として掲げている「令和の日本型学校教育」の実践として捉え、これを基本的な新しい教育の展開として捉えた考え方の計画である位置づけでよろしいのでしょうか、見解をお伺いします。	「令和の日本型学校教育」は、「すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現」を目指すものです。「基本的な方向」の1つ目の◇の文章を「～早急に進めるとともに、「主体的・対話的で、深い学び」を実現する学校教育を推進します。」と修正します。
43	114	(1) ② (4) ③	「2学校教育の充実／施策の内容」この項の「（小学校の統合）の②及び「（4）教育環境の整備」の③に関連して、「現状と課題」でも申し上げましたが、この「基本計画（前期）」は令和8年度から令和12年度までの具体的な施策の完結を目指す目標を示すところです。ここに示された二つの施策を読み解く限り、結果を目指す目標ではなく、目標を目指すための環境整備のための目標に思えてなりません。是非とも、教育委員会の責任で、明確な新たな学校の姿を検討するのではなく、「基本方針」との整合性を持たせた目指す施策の具現化を図る計画を記載されることを期待するものですが、見解をお伺いします。	「小中一貫校又は義務教育学校など、新たな教育体制の検討」を、「小中一貫型の学校の整備による新たな教育体制の構築」と修正します。

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
44	114	(4) ⑥	<p>この項の「教育環境の整備」の⑥に関して、放課後児童クラブが令和8年4月以降、業務委託化されることが決定し、現在は淡々と契約事務手続きが進められていることと併せて、今後の放課後児童クラブのビジョンの方向性について見解をお伺いします。このたびの業務委託の施策に踏み切った要因が支援員のなり手不足にあるとしていますが、この問題は今に始まった訳ではなくこれまでも言われてきたことです。何故、この時期に至って支援員のなり手不足を理由に業務委託なのか、お伺いします。また、なり手不足の要因は、自己都合だけなのでしょうか、職場環境や運営体制等に問題はなかったのか、またそのような調査を第三者も含めておこなったのか併せてお伺いします。令和8年度から令和10年度までが業務委託契約期間として設定されていますが、令和12年度に開校を予定している新たな学校との関係からどのような放課後児童クラブのビジョンを策定されているのか、お伺いします。業務委託に移行する経緯、新たな小学校の開校との兼ね合いから位置付けられた放課後児童クラブ等について、教育委員会が住民課の児童福祉担当やこども家庭センターとの協議がなされたのか、お伺いします。それは、どのような方向性の一致が見られたのか、併せてお伺いします。最後に、これまでお伺いしてきた結果として、「施策の内容」に記載された「放課後児童クラブの施設及び運営体制の整備」ということで受け止めてよろしいのか、お伺いします。</p>	<p>教育委員会としてはこれまでも定期的に打ち合わせの時間をもち、職場環境や運営体制の改善、職員研修等に努め、緊急的に児童及び保護者対応等に当たってまいりました。また、教育委員会として児童クラブ職員との面談等を行っており、職員の思いや願いはある程度把握していることから、「なり手不足」の要因についての第三者による調査は行っておりません。なお、支援員の職員募集を行っても応募がない状況となっており、今後、職員の安定した確保に大きな課題があり、安定した持続的な運営に支障をきたす恐れが見込まれておりました。そのため、民間の専門業者に運営委託し、民間の運営実績を生かした職員の確保による安定した持続的な運営、専門的な質の高い運営により児童や保護者への対応、職員研修等に関する豊富なノウハウによる運営により業務向上を図り、子どもたちの安全・安心、保護者の安心につなげます。なお、この民間委託については、村長部局と協議を進めております。また、令和11年度以降の運営等につきましては、統合小学校の整備にあわせて検討してまいります。</p>
45	115	全体	<p>「3社会教育、芸術・文化活動の推進／現状と課題」この項では、「社会教育」と「生涯学習」という用語の明確な定義による使い分けが不十分なように思われますので、先に定義について考えを申し上げ、見解をお伺いします。まず、「生涯学習」の理念は教育基本法第3条により定義され、国民がだれでも、いつでも、どこでも必要な課題に対応する学習活動ができ、自己実現を図ることができる社会を目指すことにあります。これは、個人が生涯にわたり自己実現を図るための手段として生涯学習という理念を自己責任において活用することを指しています。それに対して、「社会教育」は、教育基本法第12条及び社会教育法第2条により定義され、学校教育及び家庭教育以外の組織的な教育活動を教育行政の責任として対処することを指し示しています。特に、生涯学習の理念が広く浸透してきている今日の社会では、「生涯学習」は自己要求実現のために自己責任による学習活動を意味し、「社会教育」は社会的要請に応えるための教育機会の設置を教育行政の責任において対処することと解されます。そのような定義からすれば、文中の1行目から2行目に表示される「生涯学習」の文言をそのまま解すると、これまでの実績を踏まえるなら自己要求実現のための学習活動が、学習者の自己責任で行なわれるような学習環境の整備に努めてきたかと言えば、そうでは無いように思われます。企画運営は基より、財政的負担については、全て教育委員会が丸抱えで対応してきたのが現状ではないでしょうか。つまり、村主催であれば、企画運営は職員が対応し、運営経費は自己に還元されるもの以外は公費の負担によって賄われています。これでは、自己責任の下で自主的な学習活動をしている村民の皆さんからすれば、公平と機会均等の原則に反するのではないかと考えますがいかがでしょうか。そういう意味では、ここにおける「生涯学習」の用語使用は適切ではないと思われしますので、見解をお伺いします。なお、教育基本法で定義される「生涯学習」の理念は、様々な教育機会(学校教育、社会教育、家庭教育等)をとおして自己実現のための学習活動による生涯学習社会の体系化を目指すことを目的とした時に使用するのが適切であるということを申し添えさせていただきます。この項の9行目の「後継者不足や活動の停滞が課題」とありますが、五次振興計画でも同様の評価と課題の提起をしています。しかも、方向性や施策の内容も類似したもので示されています。あれから10年の間に、計画に従って実践してきたにもかかわらず、効果が見られなかったため同様の現状と課題の評価に至ったと考えられますが、それにも関わらず類似する計画を掲げています。今回は間違いなく課題解決のための方策として全く異なる内容のものが提起され、課題は解決できるものとしての計画なのか、見解をお伺いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正させていただきます。</p> <p>①「現状と課題」の1行目から3行目の「本村では、長年村民の学習意欲の向上や生涯学習の推進を図っており、こどもから高齢者まで幅広い年代層への学習機会の場として、さまざまな生涯学習講座や教室を行っています。」を「本村では、長年村民の学習意欲の向上や生涯学習の推進を図っており、<u>社会教育事業において、こどもから高齢者まで幅広い年代層への学習機会の場として、さまざまな講座や教室を行っています。</u>」と修正します。</p> <p>②同8行目以降の「さらに、村文化協会においては、団体数は増加傾向にあるものの、加盟団体の会員の高齢化に伴い、後継者不足や活動の停滞が課題となっています。人生100年時代を見据え、村民が心豊かで潤いのある生活を送る上で、生きがいを持って学ぶことができるよう、社会教育及び生涯学習の推進や地域文化の果たす役割は極めて重要です。村民一人一人が(以下略)」を「さらに、村文化協会においては、現在までの取組の成果により団体数は増加傾向にありますが、加盟団体の会員数については近年減少傾向にあり、このことに伴う活動の縮小化等が今後大きな課題となると考えられます。人生100年時代を見据え、村民が心豊かで潤いのある生活を送る上で、生きがいを持って学ぶことができるよう、社会教育及び生涯学習の推進や地域文化の果たす役割は極めて重要です。今後も今まで以上に村民一人一人が(以下略)」と修正します。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
46	115	17行	<p>⑤「3 社会教育、芸術・文化活動の推進／基本的な方向」この「基本的な方向」の3番目の項目で「教育委員会を中心として」とありますが、地域学校協働活動は学校教育機関と社会教育機関の対等な関係の中で運営され、学校で運営されるコミュニティ・スクールに寄与することが望まれていることを考えるならば、教育行政の執行機関が直接的にその運営に関与することはいかがなものかと考えます。本来なら、学校教育機関の代表である学校長は学校教育法により「決裁権」の自立を保障されている権限があるとは言え、教育委員会の代表である教育長とは法的な関係からしても対等ではないことは明白です。また、自由な教育活動を保障するためにも、社会教育機関としての組織機能を有した公民館の必要性が求められます。それは、公民館の代表である公民館長にも、社会教育法により「決裁権」の自立が保障されているからです。このことから、教育委員会（教育長と教育委員で構成する執行機関）から自立した「決裁権」を有する学校と公民館が連携して実践される地域学校協働活動とおしたコミュニティ・スクールが、本来、求められる「地域とともにある学校づくり」に寄与するのではないのでしょうか。見解を伺います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「教育委員会を中心とし、地域団体と学校が協働・連携して行う地域学校協働活動の充実を図ります。」を「地域団体と学校が協働・連携して行う「地域学校協働活動」の充実が図られるよう支援します。」と修正します。</p>
47	115	22行	<p>・この「基本的な方向」の6番目の項目で「公民館やユースピアゆがわの改修等、図書館機能」とありますが、次の点についてお伺いします。一つ目には、公民館は複合施設建設計画とは切り離し、六次振興計画の期間中は改修等により維持管理するということでしょうか、見解をお伺いします。二つ目には、「図書館機能」とありますが、湯川村には図書館法に基づく図書館は存在しているのでしょうか。存在しているのであれば、どこを指しているのでしょうか。図書館は、図書館法により設置された社会教育施設（組織機関も含む）を指します。ただ、ユースピアに設置されているのは社会教育法に準拠して設置されている「公民館図書室」であると認識しています。もし、図書館とするのであれば、図書館法に基づく要件は満たしているのかお示しください。ここで、文言として適切な表記とするのであれば、「公民館図書室機能」とするのが妥当ではないのでしょうか。見解をお伺いします。なお、学校図書については、学校図書館法に基づいて「一条校」の学校施設内に設置されたものを「学校図書館」と呼称していますので、図書館機能もしくは図書館教育という呼び方はあります。しかしながら、社会教育では図書館法もしくは社会教育法のいずれかの設置根拠により、呼称に相違が生じてくることを申し添えておきます。</p>	<p>ご意見のとおり、「図書館機能」を「公民館図書室機能」と修正します。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
48	115	24行	<p>この「基本的な方向」の7番目の項目で「様々な機能を複合化した施設の整備」とありますが、昨年6月に村長より表明された複合施設建設計画の見直しの結果の方向性として受け止めてよろしいのでしょうか。昨年の教育委員会7月臨時会では、教育委員から複合施設建設計画の見直しについての質問で、事務局では「振り出しに戻った」と答弁し、さらに統合小学校との複合化（合体と表現）も可能か教育委員の質問には「可能性もあり」と発言しています。当該事業計画の見直しを審議する部署は、公共施設等のあり方検討委員会（委員長：副村長）であると認識しています。そうであれば、公共施設等のあり方検討委員会において7月の時点で見直しの方向性が確認されたから、教育委員会7月臨時会でこのような答弁を事務局がされたのではないかと推察されます。しかしながら、当該検討委員会の事務局である総務課からは、未だ「見直しの方向性」は見出していないと伺うし、村民からの「統合小学校の複合化」についての提案に「難しいと考えます」と教育委員会からは回答がなされています。そういう点を鑑みるならば、教育委員会7月臨時会での事務局答弁との齟齬が見られることとなりますが、冒頭の「様々な機能を複合化した施設の整備」の具体的な意味合いとはどのようなものなのか、併せて見解をお伺いします。</p>	<p>「複合施設建設計画」については、昨年の6月に「現行の計画については一旦立ち止まり見直しをしていく。」と決定させていただきましたが、複合施設の建設自体を中止したという事ではなく、建設については今後も引き続き検討していくという観点から、本方向性（様々な機能を複合化した施設の整備の検討）として掲げております。</p> <p>なお、教育委員会7月臨時会の時点では、統合小学校建設について明確な方向性（開校時期等）がまだ定まらなかったため、その様な考え方（統合小学校との複合化の可能性）もゼロではないという意味合いでの回答でありました。</p>
49	116	(1) ①	<p>⑥「3社会教育、芸術・文化活動の推進／施策の内容」この項の「（社会教育・生涯学習活動の充実）の①について、2点にわたりお伺いします。一つ目は、「各年代層」とありますが、これは社会教育事業の教育事業の区分設定とするのであれば、「領域区分」に該当するものと考えられます。それであれば、教育事業の課題領域や年代や性別等の学習者属性に関する区分に相当するのではないのでしょうか。そこで、この箇所の追記をするのであれば、「多様な学習課題や属性に対応する領域区分」とするのがよろしいのではないかと思われますが、見解をお伺いします。二つ目には、社会教育事業として、今、期待され、望まれているのが複雑多岐にわたる多様な社会的課題の要請に応える学習機会の設定にあると言われております。その多くが、役場庁内の各課から企画される村民向け講座等が、該当しているようです。本来の社会教育の役割からすれば、役場庁内の各課で企画される多様な村民参加の講座を集約し、「総合教育センター」的な窓口としてコーディネートすることが求められます。教育事業の企画運営を専門的な視点から遺憾なく発揮し、各課企画の講座等との連携を図ることを期待するものです。このことについて、見解をお伺いします。なお、この提案を具現化するためには、社会教育法に基づく社会教育機関として、例規を根拠とした公民館の設置が必須となりますので、この点も踏まえた見解も併せて伺うところで。</p>	<p>一つ目については、ご意見を踏まえ、「各年代層の社会教育・生涯学習講座・教室の拡充及び積極的な情報の発信」を「各年代や領域に応じた社会教育・生涯学習講座・教室の拡充及び定期的な情報の発信」と修正します。</p> <p>二つ目のご意見につきましては、今後の事業展開に係る参考とさせていただきます。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
50	116	全体	<p>この項の「(生涯学習施設(社会教育施設)の整備)の②については、「複合施設建設計画の見直し」と「図書館と図書室の区分け」に関して「3社会教育、芸術・文化活動の推進/基本的な方向」の中で申し上げた意見と同様のものとなりますので、そこで申し受けた見解が、ここでも同様の見解として受け止めさせていただきますことをご了承ください。なお、関連して、以下により社会教育機関(公民館組織)の再生について意見を申し上げ、見解をお伺いするものです。戦後、社会教育法が制定される過程から今日に至るまで、社会教育の目指す普遍的目標として「住民の自治」にかかる意識の高揚と能力の向上にあり、しいては現憲法に掲げられた「国民民主権」の理想を一人一人の国民に習得をしてもらうことにあります。これは、地方自治を担う住民、主権者たる国民を養成することにある訳です。つまり、地域の担い手としての有能な人材資源を発掘し、育てあげるといふ大きな役割を社会教育行政は担っていると言えます。そのような普遍的な目標を目指す使命を担っているのが、社会教育機関として地域の拠点機能を担う「公民館」にあります。そのような、「公民館」が湯川村では、10年余りに組織規則の廃止により、存在しなくなりました。それは、全国的に見ても稀有な、社会教育機関が1機関も存在しない自治体として今日に至っているのです。そこで、湯川村にとって「公民館」の急ぎ再生することの必要性を強く求めるものです。「公民館」の設置という概念は、社会教育機関と社会教育施設のそれぞれの機能を有していることが、関連する法令(教育基本法、地方教育行政法、社会教育法等)から理解できます。また、住民(とりわけ成人者)の教育を受ける権利を保障する公的な教育機関であり、かつ施設・設備であることも分かります。これらの法体系から比較検証した湯川村の「公民館」の場合には、「公民館」という箱ものとしての施設や設備はありますが、それを運営するために条例で示された施設の管理運営のための施行規則は令和4年4月より設置・施行されたものの、未だに社会教育機関としての位置づけと職員配置や事務分掌等を定めた組織規則が平成26年4月に廃止されたままで、爾来未設置の状態になっている状況です。これは、条例で公民館組織や設備の必要性を位置付けていても、その適用に関しては明確な法的根拠を持たずに行政事務を執行していることとなります。これまでも、その必要性について「基本構想」や「基本計画」の項目で纏々と述べてきたとります。そのようなことから、湯川村において社会教育機関としての機能を有する「公民館」の組織機関の「再生を目指す目標」を法体系(特に社会教育法第5条第1項第3号及び同法第5章に関して)や社会教育機関としての理念と機能の観点から六次振興計画に記載することを強く要望するものです。そこで、「社会教育機関の機能を有する公民館の再生の必要性」に関する見解をお伺いします。</p>	<p>村の社会教育行政については、平成26年4月より公民館組織を廃止し、教育委員会の社会教育係の組織の中で現在まで事務を行ってきております。現在職員数も限られている中でこのような体制としておりますが、住民の皆様に対しては問題なくサービスを提供できていると考えております。</p> <p>「社会教育機関の機能を有する公民館の再生の必要性」については、本計画に記載はいたしません、その趣旨は十分に理解しながら今後の住民サービスに努めてまいります。</p>
51	122	14行	<p>「1村民活動の推進とコミュニティづくり/現状と課題・基本的な方向性」「現状と課題」の14行目で「『村民主体の地域づくり』を推進するため(中略)村が強いリーダーシップをとりながら」とありますが、「村民主体の地域づくり」を目指すために村民を支援していくための体制を構築していくのが、村の本来の役割ではないでしょうか。あくまでも、その主体者としてのリーダーは村民であるべきだと考えます。そのためには、必要な人材の発掘、育成を推進することが村には求められ、期待されることだと言えます。そうでなければ、「村が強いリーダーシップ」が前提で村政運営が進めるのであれば、いつまでたっても村民の「村任せ」の体質からは脱却できないのではないのでしょうか。また、逆の視点からすれば、物言う村民は必要なく「村が言うこと、やることに口出さないで」とする村当局の体質も益々助長され、今の村政の停滞から脱却できないのではないかと考えます。「村民主体の地域づくり」を掲げるのであれば、村民がリーダーとする観点から、村政運営のパートナーとして位置付け、活躍できる環境や条件を整備することを施策の「基本的な方向性」として位置付けることを期待します。この意見に対する見解をお伺いします。なお、10年前に策定した五次振興計画でも同様の「現状課題」や「基本的な方向性」、「施策の内容」を提起していますが、その提起の総括を踏まえての再度の計画化であったと思われるので、その点も含めて見解をお伺いします。</p>	<p>現状と課題に記載のとおり、この10年間で社会環境は大きく変化しており、行政に対するニーズも多様化・複雑化しており、村民の自治意識も変わってきています。様々な場面において行政において自治意識の高揚と協働によるむらづくりが求められることから「村が強いリーダーシップをとりながら」を、「村民が主体的に活躍できる環境等を整備しながら」と修正します。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
52	122 123	19行 (1) ③	<p>「基本的な方向性」の1行目で「ボランティア等村民活動を通したむらづくり」とありますが、単に村民の有志がボランティアスタッフとして「むらづくり」に関わる活動に参加するだけでなく、「現状と課題」の項でも述べた観点から、村民を村政のパートナーとして位置付け、官民を問わないあらゆる分野で獲得してきた村民（特にシニア世代）のスキルやキャリアを村政サポーターとして活用していくための制度設計について、以下の項より提案をさせていただきます。②「1 村民活動の推進とコミュニティづくり/施策の内容」（124頁）この項の「（村民活動の推進）の①については、「現状と課題」及び「基本的な方向性」でも基本的な考え方は述べてきましたが、ここでは、具体的な基本計画として位置付けられる具体策について提案をさせていただきます。ボランティア等の活用に限ることなく、村政の即戦力としての実質的な活躍が期待できる「これまでにシニア世代を中心として、多様な分野で培ってきた知見や経験豊富なスキルやキャリアの活用を目的とした村政サポーターの組織化を図り、いわば村政推進のためのシンクタンク的な政策サポート集団（村への政策策定支援）の形成を目指すための制度設計を図る」ことを提案します。この提案について見解をお伺いします。なお、この提案は、③の「外部人材や団体を活用」に対する村外に頼らない対案（村内部から人材や団体を創出する提案）として受け止めていただければと思いますので、このことも含めての見解をお伺いします。</p>	<p>行政ニーズの多様化や複雑化する行政課題の解決を図るため、外部人材や団体を活用した地域づくりを進めてまいります。ご提言いただいたシンクタンク的な政策サポート集団の形成までは現在考えておりませんが、今後の事業展開に係る参考とさせていただきます。</p>
53	123	(1) ②	<p>・この項の「（村民活動の推進）の②について、「人材発掘・人材育成」の具体的な提案をさせていただきます。このテーマに対応する行政部署は、これまで法令や行政計画等にも具体的に示されてきたのは、社会教育行政が担うことを提唱してきました。しかしながら、そのような認識が小さな自治体になればなるほど専門職員の配置が行き届かなくなるにより希薄になり、そのため公民館等の社会教育機関はカルチャーセンター化してしまい、本来の目的とは疎遠な対応をしてきたのが現状です。平成30年12月に出された中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興策について」により、改めて「地域づくりにおける社会教育振興の重要性」を唱えています。湯川村においても、今後の容易に想定される人口減少化社会にあって、小さな自治体としての生残り戦略として「人材発掘・人材育成」は不可欠なものとなっています。そこで、社会教育機関である公民館の再生を見越しながらの社会教育行政による「人材発掘・人材育成」のための推進者としての位置づけを提案するものです。この提案についての見解をお伺いします。</p>	<p>社会教育機関において、地域の多様な人材を育て活用できるような体制の構築については非常に必要な事だと認識しております。ご提言いただきました内容につきましては、今後の事業展開に係る参考とさせていただきます。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
54	123	(2) ①③	<p>この項の「(2) コミュニティ活動の推進」の①と③に関連して、考え方の意見と対応の方向性としての提案を述べさせていただきます。湯川村の社会的構造の問題点を正確に把握し、分析し、その中で見出された考察結果を基に、「地域コミュニティ」の課題は解決されないと考えます。その点を踏まえて申し上げるなら、一言で言えば「旧体の稲作経済(文化)を軸にした村落共同体(封建的ムラ社会構造)からの脱却」が問題解決のキーワードになるのではないのでしょうか。つまり、農業経営の近代化以前の「結」により固く結ばれた集落単位での共同作業・経営の在り方(当時は必要な関係であった)の考えから脱却できず、地縁、血縁のしがらみに縛られた集団で決められた掟の中で人間関係が基になったまま、その過去の負の遺産を抱えながら根本的な改善がされることがなく、今日の集落においても「結」の決め事がそのまま根付いている中で地域の運営がなされているということです。このことは、各集落の行政区や集落公民館の役員選任を例にあげれば、分かりやすいかもしれません。例えば、役員に選任するための候補者の基準は、例外を除くと多くの集落では家単位、年長順、男子といったやり方でしょう。このような手法は、現代の多様化が進む社会にあっては馴染まない考え方なのは明らかです。これは、先に述べた「結」で結ばれた地縁関係の名残であると言えます。こうした根本的な社会背景を直視し、改善すべき課題を明確にし、多くの村民の合意により、地域コミュニティの改善を進めていくことが求められるのではないのでしょうか。また、この推進者は、行政ではなく、全ての村民の責任において、推し進める必要があります。これを推進する機会を設定する役割を担うのは、行政においては社会教育を所掌する部署になります。現代の社会教育及び生涯学習の大きなテーマは、新たな社会に適応する「地域コミュニティ」の形成とそれを担う人材の発掘と育成にあります。今求められる教育による学びとは、個人の学習要求を満たすことが命題ではなく、上述したような社会要請としての課題解決のためにあることを自覚し、認識する必要があります。この考え方や提案についての見解をお伺いします。</p>	<p>今後社会の複雑多様化や村民の減少、高齢化に伴い社会(地域)のつながり(地域コミュニケーション)がますます希薄化するものと推測されます。世代間の考え方も顕著化する世の中において、村民の「いきがいつくり」(生涯学習)や「学び」(社会教育事業)を通して「人づくり・地域づくり」を創出し、村民が協力し合える関係が構築できるよう、今後村の社会教育の充実を図ることで地域コミュニティを高めていきたいと考えます。</p> <p>なお、ご提案いただいた内容につきましては、今後の事業展開に係る参考とさせていただきます。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
55	124	4行	<p>「2信頼される村政運営と情報発信の強化／現状と課題・基本的な方向性」この項の「現状と課題」の4行目で「集落座談会」とありますが、これは毎年6月頃に実施している「村政座談会」とは別の村民から意見を聞く機会なのでしょうか。また、この座談会の開催に関する規定根拠になっているのは、どのような例規や要綱なのか、併せてお伺いします。この項の「現状と課題」の4行目で「より一層の村民との対話の推進」とありますが、実際には直接、一年に1回開催する「村政座談会」が、唯一公式に村民が村長に対して村政に関する意見を申し述べ、回答をいただける機会が設けられると認識をしております。しかしながら、政策課題に対する意見は、「村政に関して村が位置付けている範疇の中に入る範囲の中と判断されたものは前向きな回答がなされ、逆に批判的な意見や反対の立場の意見は概ね取り上げていただけない」といった疑念を抱く対応が見受けられることが多いような感触を抱いているところと見受けられます。各政策課題に対して実施される公募手続き（パブリックコメント）についても、同様の感触を持つことが多いと見受けられます。そこで、以下の項で広報広聴の原則的な考え方を申し述べ、その見解を伺うところと見受けられます。広報広聴業務は、庁内組織の位置付けとしては首長直轄の機関となります。湯川村においては、当然のことながら村長の直轄部署となります。具体的には、総務課総務係の広報広聴担当がその任にあたることとなります。イメージとしては、村長の目であり耳の役割を果たすということと見受けられます。村民に確かで必要な情報を的確に提供し、村民からの村政に対する率直な意見や要望、提案をしっかりと受け止め、村民の声を村長に粉飾することなく生の状態で伝えるのが主たる任務となります。湯川村における広報媒体は、「広報ゆがわ」を初めとして紙媒体から電子媒体まで多種多様な媒体があげられます。いずれも一長一短があり、それを補完しながら複合的に活用することにより、村民に対して必要な村政情報を提供する役割を担っています。また、広聴に関しては、「村長との対話の」、年1回の「村政座談会」、日常的には各課の窓口での対応等があげられます。村民が直接、村長に対して村政に関する意見や要望を申し述べることでできるのは「村長との対話の日」と「村政座談会」、公募手続き（パブリックコメント）等の機会が設けられています。特に、「村政座談会」は非常に貴重な機会になるわけです。現時点での広報は媒体を介しての情報提供のみに対応しているため、一方通行的な対応で終結することが通常です。しかしながら、広聴は村民から生身の率直な意見や要望を伺うことができるので、様々な政策に村民の生の声を反映することのできる手段として貴重な側面を有しています。しかしながら、これまでの村政は、広報には力点（実際は不十分）をおきながらも、広聴はなおざりにしてきたような傾向が見受けられます。いずれにしても、当面する広報広聴業務の対応すべき課題は、全ての広報媒体の運用状況を点検し、各課の担当者まかせにせず、全庁的な画一化された基準で運用が図られるように広報業務の統括部署が指導力を発揮し、業務の推進者となることを望みます。また、広聴業務については、村民の声をしっかりと受け止め、その声を村政に反映させる仕組みづくりを明確にする担当部署のマネジメント力に期待します。なお、村政座談会は、直接民主主義としての一つの形態として見ることができると考えますので、そこで出された村政に対する意見や要望は、議会の一般質問と同様の重みがあるのではないかと見る必要があるのではないのでしょうか。そこで、ここまでの広報広聴に関する意見について、見解をお伺いするところと見受けられます。</p>	<p>ここにおいて記述しました集落座談会は、村政座談会のことを指しております。座談会に関する例規、要綱等はございません。村政座談会については、広聴業務の一つとして、総務課が主管となり行っております。また、広聴業務に関しては、村民からの村政に対する率直な意見、要望、提案に対する声を村政や事業に反映させるための重要な業務でありますので、ご意見やご要望に対しましては、真摯に受け止めてまいります。なお、現在は、村長との対話として特定の日を設けず、希望する日程を調整した上で、ご意見やご要望をお聞かせいただく機会を設けております。</p>
56	125	(1) ②	<p>「2信頼される村政運営と情報発信の強化／施策の内容」この項の「（村民との対話の更なる推進）の②」に関連して、次のとおり提案をさせていただくところです。村長を初め、村当局の職員の方々と直接対話できる企画として、「村政座談会」を発展的に見直し、年複数回にわたり、村政全般や特定の課題を設定したテーマ等による「タウンミーティング」のような形態での集会を開催してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。</p>	<p>ご提案として今後の事業の参考にさせていただきます。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
57	125	(2) ②	<p>この項の「(2) 村民との情報の更なる共有」の②及び③に関連して、次のとおり意見を申し述べ、提案をさせていただくところです。昨年までに、村ホームページのリニューアルと村公式LINEの開設により、村と村民が情報を共有する環境が整備され、今後の活用に期待するところです。ただ、村ホームページは、リニューアルされてから1年近くの時間が経過したところですが、システムの管理と活用が各部署により温度差が余りにも大きく、これまでの旧システムと何ら変わらず、利用価値が高まらないシステムであると期待外れの心境にあるのが本音です。そのいくつかの事例を次のように挙げることができます。まず、「イベントカレンダー」ですが、毎日、拝見しています。保健センター情報はしっかり掲載されていますが、他部署の情報はいつもほとんど空白のようです。活用しないではもったいないです。今後は、他部署も積極的な活用を期待するものです。「電子回覧板」ですが、役場等の配布文書のペーパーレス化を今後推進するには、有効な機能であると考えます。ただ、現時点では、区長を介して配布される文書は掲載されますが、農事組合長や集落公民館長等を介して配布される文書は掲載されません。例外なく掲載することを要望したいものです。「メニューボタン」が増えたのは便利でいいのですが、一部、必要情報にたどり着かないものがあります。着地点は、どこから入っても同じところにたどり着くようお願いしたいものです。残念ながら、情報を全く提供する意思の無いと思われても仕方のない部署が見られますが、何とかしてほしいものです。これは、事例の一例に過ぎません。村の貴重な財源から高額なシステム開発費を投資した、村ホームページのリニューアルであったはずで、是非とも、費用対効果を生み出すためのシステムの活用を各部署に強く要望するものです。そのためにも、この項に記載された施策計画は、内容のある「DXを活用した情報発信の体制と運用(システム)のための制度設計」を強く求めるものです。これらの意見や提案に対する見解をお伺いするものです。</p>	<p>村民と行政の協働によるむらづくりを進めていく上で、迅速かつ的確な行政情報の発信が求められています。庁内の部署が連携し、刷新したHPやLINE等を活用しながら効果的な情報発信を図ってまいります。</p>
58	125	(3) ②	<p>この項の「(3) 公正で透明な行政運営」の②に関連して、「パブリックコメント(意見提出手続き)」の対応策について意見を次のとおり述べさせていただきます。「湯川村立小学校の整備に関する基本方針(案)」で意見公募手続き(パブリックコメント)が公示された際に、行政手続法の関係から意見公募期間の延長等を求める照会をしたところ、「村民の皆様より十分意見募集できる」とし、同法は「適用されない」とする回答をいただきました。さらに、「湯川村立小学校の整備に関する基本方針(案)」の紙媒体資料についても、村ホームページに掲載し、村民ホールに閲覧できる対応しているので問題は無いとの回答もされていました。しかしながら、当該法を所掌する総務省では、適用除外で実施される任意の場合であっても「行政の透明性を確保するために、事実上『法に準じた扱い』をすることが標準的」としています。また、地方公共団体の場合には、当該法に準じるか自治体独自の条例や要綱を制定して、それに基づき運営するのが一般的です。福島県や会津若松市、喜多方市、会津坂下町等では既に要綱を制定して、それに基づいて運用しているところです。(会津美里町では条例の策定中です)湯川村のように要綱を持たない自治体では、当該法はもとより福島県等の要綱をガイドラインとして準用、実施するのが妥当ではないかと考えますがいかがでしょうか。まずは、この点について見解をお伺いします。</p>	<p>パブリックコメントに適用する条例または要綱につきましては、今後、他市町村を参考にしながら整備について検討してまいります。</p>

「第六次湯川村振興計画」基本構想・基本計画案に係るご意見の内容とご意見に対する村の考え方について

NO	ページ	行等	ご意見の内容・理由など	見解案・方針案
59	125	(3) ②	<p>・意見公募手続き（パブリックコメント）の適正化を促進するために、湯川村においても、意見公募手続き（パブリックコメント）に適用する条例または要綱の制定を提案するものです。湯川村における意見公募が例規により定められているのは、「新しいむらづくりに関する提案制度要綱」があります。この要綱は、平成5年4月から制度化された村民の意見等を取り入れながら「新しいむらづくり」を目指すための制度としてスタートしたものです。要綱が施行されてから30数年を経過し、会津若松市との市村合併を離脱した頃には湯川村が自立を目指すための方策を村民から公募するのは一定の活用効果は見られたと伺っています。しかしながら、令和の時代に入ってから、大きく社会状況も急速に変化し、その対応をより具体的な形で村民との協働による「むらづくり」求められるようになりました。また、その間、行政手続法も施行され、意見公募手続き（パブリックコメント）制度も厳格に望む気風が育っているところから、福島県や会津若松市等では要綱を設置し、住民の方々の意見を公募し、透明性を持った意見の取り扱いをする状況にあります。湯川村においても、ますます意見公募手続き（パブリックコメント）を取り入れた行政事務が拡大していく状況にあります。そのことから、これまでの「新しいむらづくりに関する提案制度要綱」を大幅に見直し、意見公募手続き（パブリックコメント）に限らず、村民の意見や提言を生かした協働の関係による「むらづくり」を定義した条例または要綱の制定を要望するものです。この提案に対する見解をお伺いいたします。</p>	<p>パブリックコメントに適用する条例または要綱の制定につきましては、今後検討してまいります。 社会情勢の変化に伴い村民と行政の協働の重要性が高まっています。村民の方の幅広いご意見やご要望を村政に反映できるよう村民との対話の更なる推進に努めてまいります。</p>
60	127		<p>⑤「3村政の声を生かした効率的な行政運営と村民自治の推進／施策の内容」この項の「（公共施設等の適切な維持管理）の②に関連して、複合施設建設計画の見直しに関して伺います。昨年6月の6月定例村議会において、複合施設建設計画に関連する補正予算の修正動議が採択されたことにより、村長より計画の見直しが表明されました。それ以来、見直しの方針は確認されたものの未だに見直し後の計画が提起されていません。ただ、昨年7月28日に開催された教育委員会7月臨時会（村政座談会での回答報告）では、複合施設建設計画が見直しされた後の動きについて教育委員が質したところ、事務局では「振り出しに戻った」と答弁しています。さらに、統合小学校との複合化（合体と表現）も可能か教育委員が質したところ「可能性もあり」と発言しています。しかしながら、複合施設建設計画に関わる関係者に訊ねると「見直し方針を確認したまで」と発言されています。どちらが、事実なのか改めて確認をしたいところです。これは、六次振興計画の「基本計画」の中の「施策の内容」として、本来なら前期計画が目指す「見直し後の計画」が明記されてしかるべきです。見直し表明から6ヵ月を経過したことから、既に出されていると思われる「見直しの結果」を基に、令和8年度以降の対応を明記するのは当然のことと考えます。ましてや、教育委員会事務局の答弁が事実であれば、その旨の協議が進められ、一定の方向性が確認されたものと判断されてもよろしい状況ではないでしょうか。以上のことから、令和8年度以降の複合施設建設計画は、どのような方向性に導く考えているのか、改めて当該経過の事実関係を基にした見解をお伺いします。</p>	<p>「複合施設建設計画」については、昨年の6月に「現行の計画については一旦立ち止まり見直しをしていく。」と決定させていただきました。 このことは、複合施設の建設自体を中止したという事ではなく、建設については今後も引き続き検討していくという考えであり、今後他の公共事業との関係や大きな課題となる財源等も十分考慮しながら検討してまいります。</p>